

## 岡山市移住サポート補助金交付要綱

令和7年3月31日

局長 決 裁

令和7年12月26日

局長 決 裁

令和8年3月31日

局長 決 裁

### (目的)

第1条 岡山県外から本市内への移住又は岡山県外と本市内との二地域居住（以下「移住等」という。）を行うにあたり、移住等を検討するための経費、移住等に必要となる初期経費及び移住等の実施後の本市内での生活に適応するための経費等の一部を支援することにより移住等の促進を図るため、予算の範囲内において岡山市移住サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、規則で使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入する直前の連続した1年間岡山県外に在住し、転勤、進学、結婚の理由以外で、自らの意思により本市に住み続けることを前提として岡山県外から本市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 二地域居住 岡山県外に在住している者が、期間を定めず、本市に転入することなく1年間のうち概ね30日以上断続的に本市内に生活の拠点を設けて居住することをいう。なお、二地域以上との多地域居住についても本号に含むものとする。
- (3) お試し移住 本市への移住等を検討するため、一時的に本市に滞在又は居住することをいう。
- (4) 市内の法人等 本市に本社、支社、事務所等が所在する法人及び任意団体をいう。ただし、国、県及び市は除く。
- (5) 交通費 日本国内の移動にかかるもので、鉄道利用においては、鉄道の乗車駅から下車駅までの往復の運賃及び特急・急行料金（特別車両料金は対象外）、飛行機利用においては、飛行機の搭乗空港から降機空港までの往復の運賃（岡山空港から岡山駅までの往復のリムジンバスの費用を含む。）、高速乗合バス利用においては、高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運航であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。）の乗車バス停留所から下車バス停留所までの往復の運賃をいう。
- (6) 正規雇用 契約期間に定めのない形態により雇用されることをいう。ただし、正規雇用を前提とした試用期間としての有期雇用の場合は、その期間が1年を超えないものに限り、正規雇用とみなすものとする。
- (7) 就職 就業していない者が、新たに正規雇用されることをいう。
- (8) 転職 就業中の者が、別の雇用者に正規雇用されることをいう。
- (9) 面接 本市内の法人等が、就職希望者を採用するかどうかの選考をするために本市内で実施するも

のをいう。

- (10) インターンシップ 学生が在学中に、本市内の法人等にて一連の 2 日間以上のインターンシップをすることをいう。
- (11) 就職活動等 就職又は転職するための活動のうち、面接又はインターンシップ（以下「面接等」という。）のために市内の法人等を訪問することをいう。
- (12) 対象住宅 本市内にある民間の賃貸物件で、公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会及び一般社団法人岡山県不動産協会加盟の不動産仲介業者が仲介する賃貸マンション・アパート、一戸建（貸家）をいう。
- (13) 家賃 対象住宅に係る 1 か月分の賃料で、共益費、管理費、駐車場代及び町内会費等その他の経費を除いたものをいう。ただし、家賃に含まれた一体的な賃料として設定されている駐車場代はこの限りでない。
- (14) 住宅 居住の用に供する建築物（居住の用に供さない部分を有する建築物にあつては、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するもの）のうち、居室、台所、便所、浴室、洗面設備及び収納設備（以下「必須設備」という。）を有するものをいう。
- (15) 中古住宅 契約日において、新築してから 2 年を超えている住宅もしくは過去に別の人が住んだことがある住宅をいう。
- (16) 中古住宅物件 中古住宅、中古住宅に付随する土地及び建物をいう。
- (17) 改修工事 市内の法人等が施工する住宅機能の維持若しくは向上又は住宅内の居住環境の向上を図るために行う修繕、取り換え、模様替え、一部改築、増築、減築等の工事で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（以下「建築基準法」という。）その他の法令に違反しないものうち、当該住宅が工事完了後に必須設備を有するものをいう。

（補助事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助事業の欄に掲げるもののうち、申請があった年度の 3 月 31 日までに完了するものとする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 補助金の交付を申請する日が属する年度の末日に満 50 歳以上である者
- (2) 外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有しない者
- (3) 市税を完納していない者
- (4) 規則第 20 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して 3 年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係

を有している者（以下「暴力団員等」という。）

- (6) 補助対象となる物件に同居する者全員が、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者  
(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付の制限は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金交付限度額の欄に記載によるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に記載に該当する経費のうち、同表補助対象外経費の欄に記載に該当する経費を除いたものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じた補助対象経費の額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とし、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項により算出した額の端数処理については、別表に記載のとおりとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡山市移住サポート補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類のほか、規則第 5 条第 1 項第 5 項の書類として、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表申請時の添付書類の欄に掲げる書類を添えて、同表申請期限の欄に掲げる日又は期間内の日と申請年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 申請者及び補助事業実施後に申請者と同居する者全員について、住所地、本市税を滞納していないこと及び暴力団員等ではないことを関係機関に照会すること及び共有名義の物件における共有名義者からの補助事業の実施への同意書及び誓約書（様式第 2 号）

2 規則第 5 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までの書類の添付は要しない。

(決定の通知)

第9条 規則第 8 条に規定する通知は、岡山市移住サポート補助金交付（変更）決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者が規則第 12 条の規定により提出する書類は、岡山市移住サポート補助事業計画変更・中止申請書（様式第 4 号）とする。

2 補助金の交付決定額が増額となる計画の変更は承認しないものとする。

3 別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表対象外計画変更の欄に掲げる計画の変更は承認しないものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第 12 条に規定する市長の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 規則第 6 条の規定による交付の決定にかかる補助対象経費の 2 分の 1 の額未満の減

(2) 規則第 6 条の規定による交付を決定した額に変更のない補助対象経費の増

(状況報告)

第12条 規則第 13 条に規定する状況報告は要しない。

(着手届及び完了届)

第13条 規則第 15 条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20 日以内に、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、必要に応じて同表実績報告書類の欄に掲げる書類にて事業等の実施状況を報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第15条 規則第 17 条の規定による通知は、岡山市移住サポート補助金確定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(交付の請求)

第16条 規則第 19 条第 2 項の規定による補助金の交付の請求は、岡山市移住サポート補助金交付請求書（様式第 7 号）に、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表請求時の添付書類の欄に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 補助事業者が規則第 20 条第 1 項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が中古住宅購入又はリフォームサポートの事由により補助金の交付を受けた場合において、市長が認めるやむを得ない事情がある場合を除き、補助金の実績報告のあった日から起算して 2 年を経過する前に補助対象住宅から転居したとき
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。
- 3 補助事業者が、規則第 12 条の規定により提出しなければならない書類を提出しないときは、市は、提出期限を明示して、補助事業者に対して書類の提出を書面により督促するものとする。
- 4 前項の規定による督促を行った場合において、提出期限までに書類の提出がなされない場合は、市は、当該補助事業にかかる交付決定を取り消すことができる。
- 5 規則第 8 条の規定は、第 1 項又は前項の取り消しをした場合に準用する。

(補助金の返還及び加算金)

第18条 市長は、前条第 1 項又は 4 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 21 条の規定に基づき補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとし、補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、規則第 22 条の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 返還する補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 規則第 20 条第 1 項に該当するとき 交付決定額の全額
- (2) 前条第 1 項第 1 号に該当し、補助金の実績報告のあった日から起算して 2 年を経過する前に補助対象住宅から転居したとき 交付決定額の全額

(移住促進事業への協力)

第19条 補助金の交付を受けた者は、市から移住定住促進事業への協力依頼があった場合は、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表補助金交付限度額に規定する補助金の交付制限については、岡山市 UIJ ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金及び岡山市二拠点居住等住宅支援補助金の利用を通算し、適用する。
- 3 令和 6 年度に申請のあった岡山市 UIJ ターン希望者のためのお試し住宅利用補助金交付岡山市移住サポート補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 5 条ただし書きに該当する者については、別表の補助事業名賃貸住宅家賃サポートの区分の補助金交付限度額の欄ただし書きに該当する者とみなし、旧要綱第 6 条第 1 号ただし書きに規定する月数を上限に、別表の申請期限内に補助金の交付申請ができるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 改正後の岡山市移住サポート補助金交付要綱別表の規定は、施行日以後申請があった者について適用し、施行日以前に申請があった者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条－第6条、第12条関係）

補助事業名	就職・転職サポート	賃貸住宅家賃サポート	中古住宅購入又はリフォームサポート
補助事業	市内の法人等への就職活動等のための面接等	対象住宅の利用	中古住宅物件の購入、中古住宅の改修工事及びこれらに附帯する家財の処分
補助事業者	①岡山県外に在住し、就職活動等を行う者 ②本市に移住等を希望している者 ③補助年度内に面接等を受ける者	①対象住宅の賃貸借契約の名義人である者 ②本市に移住等又はお試し移住をする者 ③契約期間の初日以前までに連続して1年以上岡山県外に居住している者 ④国、県又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助並びに企業等からの住居手当を受け取っていない者（ただし、補助期間の一部における受給を除く）	申請日又は本市への転入日のいずれか早い日の直前までに連続して1年以上岡山県外に住所があり、かつ転入日から起算して1年を経過していない者のうち、実績報告日以後2年以上にわたって補助対象住宅に居住する意思を有する者
補助金交付限度額	①18,000円 ②1年度あたり1人につき2回まで	①1か月あたり37,500円までかつ4か月分まで ②1世帯につき1回まで。 （ただし、前年度の3月分まで補助金の交付決定を受けて対象住宅を利用していた者が、継続して当年度の4月以降も対象住宅を利用する場合は、当年度の対象住宅の利用について、通算で補助金交付限度額の範囲の期間について2回目の交付をすることができる。）	①200,000円 ②1人もしくは1物件につき1回まで
補助対象経費	自宅（自宅が海外にある場合は日本国内の滞在地）から面接等をする場所までの合理的な往復の交通費	入居日に最も近い満額の月額家賃を負担する月から、フリーレント等月額家賃の全部又は一部の負担が免除される月を除く連続した4か月分	申請者が契約した中古住宅物件にかかる購入又は中古住宅の改修工事及びこれらに附帯する家財の処分にかかる経費。ただし、実績報告

		の家賃	時に申請者が名義人である中古住宅を含む中古住宅物件に限る。
補助対象外経費	<p>①国、県、市町村又は市内の法人等から交付又は支給される補助事業に係る金額</p> <p>②補助金額が 2,000 円未満となる補助事業にかかる経費</p> <p>③面接等以外の目的による滞在地を經由して自宅と本市とを往復した場合、合理的と認められない区間の経費</p>	<p>①国、県、又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助並びに企業等からの住居手当を受け取っている期間の経費</p>	<p>①市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる工事に係る経費</p> <p>②空調設備、冷蔵庫、洗濯機、食洗器、照明、コンロなどの家電製品、ガス器具等の購入及び設置工事に係る経費</p> <p>③カーテン、家具、ピアノ等の備品の購入や設置工事に係る経費</p> <p>④補助事業完了時に不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 47 条の規定による登記が完了しない物件にかかる経費</p>
補助率	補助対象経費の 2 分の 1	補助対象経費 1 か月あたりの家賃の 2 分の 1	補助対象経費の 2 分の 1
補助金額の端数処理	千円未満切り捨て	<p>①端数の金額が五百円以上千円未満の場合、五百円として計上</p> <p>②端数の金額が五百円未満の場合、切り捨て</p>	千円未満切り捨て
申請時の添付書類	<p>①補助事業者の現居住地を確認できる書類（補助事業者の氏名が記載された免許証、マイナンバーカード、住民票等の写しとし、住民票と現居住지가異なる場合は上記に加えて補助事業者の氏名、現居住地が記載された公共料金の領収書等又は現居住地の賃貸物件の契約書等の写し）</p>	<p>①賃貸借契約に係る契約者、契約日、契約期間、家賃が分かる書類</p> <p>②対象住宅に同居をする者全員の住民票の写し（ただし、補助事業者については、契約期間の初日以前までに連続して 1 年以上岡山県外に居住していることがわかるもの）</p> <p>ただし、①、②については、2 回目の申請をする者は省略することができる。</p>	<p>①中古住宅に同居をする者全員の住民票の写し（ただし、補助事業者については、本市に転入する直前の連続した 1 年間、岡山県外に在住していることがわかるもの）</p> <p>②契約者名、売買又は工事の内容、契約金額及び金額の内訳がわかる契約締結後の契約書又は請書の写し</p> <p>③中古住宅の名義人である</p>

	<p>②交通費内訳表（様式第8号）</p> <p>③補助事業に係る本人宛ての領収書の写し</p> <p>④岡山市移住サポート補助金利用者アンケート</p>		<p>ことが分かるもの（全部事項証明書（コピー可））</p> <p>（名義変更が済んでいない場合は実績報告時に提出すること）</p>
申請期限	<p>面接等の実施日から、当該日の1か月後の日までの期間</p>	<p>①入居日に最も近い満額の月額家賃を負担する月の末日（ただし、当該月が3月の場合は3月15日まで）</p> <p>②2回目の申請となる者については、当該年度の4月30日</p>	<p>売買又は工事の契約日から1か月後の日</p>
対象外計画変更	<p>面接等をする市内の法人等の変更</p>	<p>補助対象住宅の変更</p>	<p>補助対象中古住宅物件又は契約業者の変更</p>
実績報告書類	<p>実績報告は不要</p>	<p>①岡山市移住サポート補助事業実績報告書（様式第5号）</p> <p>②補助事業に係る経費支出の証拠書類の写し</p> <p>③家賃扶助状況申告書（様式第9号）</p> <p>④岡山市移住サポート補助金利用者アンケート（ただし、2回目の申請をする者は、1回目の実績報告時には省略することができる。）</p>	<p>①岡山市移住サポート補助事業実績報告書（様式第5号）</p> <p>②中古住宅の名義人であることがわかるもの（全部事項証明書（コピー可））（申請時に提出していない場合に限る）</p> <p>③補助事業を行った部分の施工前・施工後の写真。ただし、中古住宅物件の購入による申請の場合を除く。</p> <p>④補助対象物件に転入もしくは転居後の補助事業者の住民票の写し</p> <p>⑤補助事業に係る経費支出の証拠書類の写し</p> <p>⑥岡山市移住サポート補助金利用者アンケート</p>
請求時の添付書類	<p>岡山市移住サポート補助金交付決定通知書の写し</p>	<p>岡山市移住サポート補助金確定通知書の写し</p>	<p>岡山市移住サポート補助金確定通知書の写し</p>

岡山市移住サポート補助金交付申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人 住所  
ふりがな  
 氏名  
 電話番号

岡山市移住サポート補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、申請にあたっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金		
他の補助制度の適用		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (制度名: _____)			
補助金の区分等	<input type="checkbox"/> 就職・転職サポート				
	実績	面接等の日時			
		面接等の住所			
		企業等証明欄	以下の項目について証明します。 1 申請人は、上記にて、面接（正規雇用を前提とした選考）又はインターンシップ（2日間以上のプログラム）を受けた。 2 申請人に交通費として_____円支給した。 _____年_____月_____日 企業等名称 所在地 <span style="float:right">㊟</span> 担当者名		
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅家賃サポート				
	物件の所在地・建物名称 岡山市（北・中・東・南）区				
	入居日	年 月 日	補助期間終了日	年 月 日	
	補助期間開始日	年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 中古住宅購入又はリフォームサポート				
	2年以上居住する意思 <input type="checkbox"/> あり 物件の所在地・建物名称 岡山市（北・中・東・南）区				
着手予定日 (契約締結日)	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日		

補助対象経費										
補助金申請額	円									
振込口座  申請人個人名義の 口座を記入して ください	銀行・金庫 組合・農協					<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
	支店 出張所	口座 番号								
添付書類	<p><b>【共通】</b></p> <p><input type="checkbox"/>1 同意書及び誓約書（様式第2号）</p> <p><b>【就職・転職サポート】</b></p> <p><input type="checkbox"/>2 申請者の現居住地を確認できる書類（免許証、マイナンバーカード、住民票等の写し。住民票と現居住地が異なる場合は加えて公共料金の領収書、現居住地の賃貸物件の契約書等の写し）</p> <p><input type="checkbox"/>3 交通費内訳表（様式第8号）</p> <p><input type="checkbox"/>4 補助事業に係る本人宛ての領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>5 岡山市移住サポート補助金利用者アンケート</p> <p><b>【賃貸住宅家賃サポート】</b></p> <p><input type="checkbox"/>6 賃貸借契約に係る契約者、契約日、契約期間、家賃が分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/>7 対象住宅に同居をする者全員の住民票の写し（ただし、申請者については、契約期間の初日以前までに連続して1年以上岡山県外に居住していることがわかるもの）</p> <p><b>【中古住宅購入又はリフォームサポート】</b></p> <p><input type="checkbox"/>8 中古住宅に同居をする者全員の住民票の写し（ただし、申請者については、本市に転入する直前の連続した1年間、岡山県外に在住していることがわかるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>9 契約者名、売買又は工事の内容、契約金額及び金額の内訳がわかる契約締結後の契約書又は請書の写し。</p> <p><input type="checkbox"/>10 中古住宅の名義人であることがわかるもの（全部事項証明書（コピー可））（名義変更が済んでいない場合は実績報告時に提出すること）</p>									
* 担当課所見										

\*の欄は記入しないでください。

同意書及び誓約書

岡 山 市 長 様

申請者 <sup>ふりがな</sup> 氏名

岡山市移住サポート補助金の交付を申請するにあたり、申請者及び次表の者は、下記の事項について同意及び誓約します。

<sup>ふりがな</sup> 氏名	区分	<sup>ふりがな</sup> 氏名	区分
	<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人		<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人
	<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人		<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人
	<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人		<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 共有名義人

記

	就職・ 転職	賃貸住 宅家賃	中古住 宅購入 又また はリフ ォーム	同意及び誓約内容
同 意 事 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金の交付決定及び岡山市の移住・定住促進政策検討の資料とするため、必要な範囲において岡山市長が岡山市税の課税情報、納付状況を閲覧・確認することに同意します。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金の交付決定、返還要件に該当しないことの確認及び岡山市の移住・定住促進政策検討の資料とするため、必要な範囲において岡山市長が住民基本台帳の記載事項を閲覧・確認することに同意します。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金の交付決定の資料とするため、市長が岡山県警察本部に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)(以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。以下「暴力団員」という。)の該当の有無について照会することに同意します。
			<input type="checkbox"/>	共有名義の物件について、申請者の補助事業実施に同意します。
誓 約 事 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	岡山市への移住等の理由は、転勤、進学、結婚を目的としていないことを誓約します。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	暴力団員又は法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請内容に虚偽があった場合等補助金の返還事由に該当した場合は、補助金を返還することを誓約します。
		<input type="checkbox"/>		国、県又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助、並びに企業等からの住居手当の対象となっていないことを誓約します。

以上

岡山市移住サポート補助金交付（変更）決定通知書

岡 第 号  
年 月 日

申請人

住所

氏名

岡山市長

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岡山市移住サポート補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金
補助事業の区分		<input type="checkbox"/> 就職・転職サポート <input type="checkbox"/> 賃貸住宅家賃サポート <input type="checkbox"/> 中古住宅購入又はリフォームサポート	
補助対象金額			
交付決定額			
交付予定時期			
交付条件		1 補助事業の内容等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市移住サポート補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをしてください。

様式第 4 号 (第 10 条関係)

岡山市移住サポート補助事業計画変更・中止申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人 住所  
氏名

岡山市移住サポート補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、( 変更 ・ 中止 )  
したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交付決定 年月日	年 月 日	文書番号	岡 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金
補助事業の 区分	<input type="checkbox"/> 就職・転職サポート <input type="checkbox"/> 賃貸住宅家賃サポート <input type="checkbox"/> 中古住宅購入又はリフォームサポート		
補助事業等の 内容	変更前		
	変更後 ( <input type="checkbox"/> 中止 )		
変更又は中止の 理由			
変更又は中止の 年月日	年 月 日 (予定)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更内容のわかるもの <input type="checkbox"/> その他		
* 担当課所見			

\*の欄は記入しないでください。

様式第 5 号 (第 14 条関係)

岡山市移住サポート補助事業実績報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請人 住所

(申請後に住民票を異動した )

氏名

岡山市移住サポート補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

交付決定 年月日	年 月 日	文書番号	岡 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金
補助 金 の 区 分 等	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅家賃サポート <input type="checkbox"/> 中古住宅購入又はリフォームサポート		
	物件の所在地・建物名称 岡山市（北・中・東・南）区		
	着手日 (補助期間開始日)	年 月 日	完了日 年 月 日
交付決定通知額			
補助事業等経費精算額			
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	<b>【賃貸住宅家賃サポート・中古住宅購入又はリフォームサポート】</b> <input type="checkbox"/> 1 補助事業に係る経費支出の証拠書類（レシート、領収書、クレジット決済の明細、口座引き落としの通帳又はそのことがわかるパソコン、スマートフォン等のスクリーンショット等）の写し <input type="checkbox"/> 2 岡山市移住サポート補助金利用者アンケート <b>【賃貸住宅家賃サポート】</b> <input type="checkbox"/> 3 家賃扶助状況申告書（様式第9号） <b>【中古住宅購入又はリフォームサポート】</b> <input type="checkbox"/> 4 中古住宅の名義人であることがわかるもの（全部事項証明書（コピー可））（申請時に提出していない場合） <input type="checkbox"/> 5 補助事業を行った部分の施工前・施工後の写真（中古住宅物件の購入による申請の場合を除く） <input type="checkbox"/> 6 補助対象物件に転入もしくは転居後の補助事業者の住民票の写し		
※報告事項審査結果（担当課）			

\*の欄は記入しないでください。

様式第 6 号 (第 15 条関係)

岡山市移住サポート補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

申請人  
住所  
氏名

岡山市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金等の額を確定したので、岡山市移住サポート補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	岡 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金
交付決定通知額	円		
補助事業等の経費精算額	円		
補助金の交付確定額	円		

様式第 7 号 (第 16 条関係)

岡山市移住サポート補助金交付請求書

年 月 日

岡 山 市 長 様 決定

申請人 住所  
氏名

岡山市移住サポート補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定 年月日	年 月 日	文書番号	岡 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市移住サポート補助金
交付決定額	円		
交付請求額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 岡山市移住サポート補助金交付決定通知書 (写し) <input type="checkbox"/> 岡山市移住サポート補助金確定通知書 (写し)		

交通費内訳表

行程	利用区間	区分	金額	利用交通機関名
1	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
2	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
3	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
4	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
5	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
6	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
7	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
8	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
9	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
10	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
11	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
12	～	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	円	
合計金額				円

鉄道、飛行機及び高速乗合バスでご利用の区間のみ記入してください。

海外からの場合は、日本国内の区間のみ記入してください。

家賃扶助状況申告書

年 月 日

岡山市長様

申請人 氏名

以下の事項について、申告します。

1 補助対象期間中、国、県又は他の市町村からの住宅に係る補助や公的扶助を

受け取っていません

受け取っています（ 年 月 日～ 年 月 日）

2 企業等からの住居手当の受け取り状況は以下のとおりです。

企業等証明欄に記載ができない場合の理由：

現在、就業していないため

その他（ ）

企業等証明欄

申請人が入居する物件について、下記の期間、住居手当を支給していないことを証明します。

就職日	年 月 日
住居手当 不支給期間	年 月 日～ 年 月 日

企業等名称

Ⓜ

所在地

担当者名

# 岡山市移住サポート補助金利用者アンケート

## 1 以下の手続きは簡単だと思えましたか。（それぞれチェックを入れてください）

申請書の書き方	<input type="checkbox"/> 簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば難しい	<input type="checkbox"/> 難しい
申請時の添付書類の作り方	<input type="checkbox"/> 簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば難しい	<input type="checkbox"/> 難しい
実績報告書の書き方	<input type="checkbox"/> 簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば難しい	<input type="checkbox"/> 難しい
実績報告時の添付書類の作り方	<input type="checkbox"/> 簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば簡単	<input type="checkbox"/> どちらかと言えば難しい	<input type="checkbox"/> 難しい

## 2 難しいと感じたところがあれば教えてください。（自由記述）

## 3 この補助金は、岡山市への移住の後押しになっていると感じましたか。

感じた どちらかと言えばそう感じた どちらかと言えば感じなかった 感じなかった

## 4 今回、岡山市への移住をするにあたっての移住の目的を教えてください。（3 つまで）

のどかな田舎暮らし ほどよい都会暮らし 地元で暮らす 災害から身を守る 生活コストを下げる  
子育て環境の充実 退職によるセカンドライフ おいしい水や食べ物 通院や介護 趣味の充実  
マイホームの購入 就職・転職する 起業する 農業をする その他（ ）

## 5 今回、岡山市を移住希望先として考えた理由を教えてください。（3 つまで）

出身地 岡山市以外の岡山県内出身 親族、友人、知人が近くに住んでいる 住んだことがある  
仕事や観光で来て印象が良かった 友人・知人等に勧められた AI に勧められた 自然災害が少ない  
気候が温暖 ほどよい都市規模 仕事がある 物価・地価が安い 新幹線が止まる  
車がなくても暮らせる 移住支援が整っている 医療体制が整っている 教育環境が整っている  
その他（ ）

## 6 岡山市への移住の検討を検討された際の主な情報収集の方法を教えてください。（3 つまで）

市の公式 Web サイト Instagram「ハレまちの過ごし方研究所」 市以外の Web サイト・SNS 紙媒体  
市役所の相談窓口 おかやまぐらし相談センター ふるさと回帰支援センター 民間の移住支援団体  
オンラインイベント 対面イベント 現地の下見 親族・友人・知人の口コミ 先輩移住者の体験談  
AI その他（ ）

## 7 移住をするにあたって、最も必要だと思う支援を教えてください。（1 つ）

仕事探し 住まい探し 移住に伴う費用 子どもの就園・就学等 移住先の暮らしの情報提供  
移住後の地域の人との交流 その他（ ）

## 8 「仕事探し」について、最も必要と思う支援を教えてください。（1 つ）

求人情報の提供 職業斡旋（正社員） 職業斡旋（パート・アルバイト） 就職面接会の開催  
職業訓練 就職関係書類作成支援 就職面接対策 起業の支援・補助 就農の支援・補助  
その他（ ）

## 9 「住まい探し」について、最も必要と思う支援を教えてください。（1 つ）

お試し住宅の提供 空き家情報の充実 不動産情報サイト「住まいる岡山」の充実  
その他（ ）

## 10 その他、移住に際して必要だと感じる支援があればご記入ください。